納税通知書の見方（定額減税の確認）

令和６年度　市民税・県民税・森林環境税　税額決定納税　通知書

はじめに
③個人住民税減税控除済額は、定額減税された市民税と県民税の合計額です。

市民税分が 6割、県民税分が 4割ですので、個人住民税減税控除済額が 10,000円の人は市民税分 6,000円、県民税 4,000円がそれぞれ減税されます。

納税義務者住所	
納税義務者氏名	

	課税標準額	決定内容	
総所得			
小計		1	
調整控除額			
配当控除額			
住宅借入金等特別税額控除額			
寄附金税額控除額		2	
調整額・外国税額控除額等			
配当割額・株式等譲渡所得割額控除額			
差引所得割			
均等割額		4	
計			
森林環境税			
年税額			

3 ※個人住民税減税控除済額　○○○円、控除外額　○○○円

	第2期	第3期	第4期	随時	うち今回随時分
	令和6年9月2日	令和	令和6年12月25日		

	仮特別	
徴収月	令和6年4月	令和
決定内容(円)		

② 各種税額控除
（定額減税額を除く）

① 小計（控除前所得割額）

④ 差引所得割（令和６年度の所得割額）

①－②－③個人住民税減税控除済額　＝　④
（市民税分は6割、県民税分は4割）

この計算を市民税、県民税それぞれで行います。

①小計（控除前所得割額）から②各種税額控除を引いた後、③個人住民税減税控除済額（市民税分6割、県民税分4割）を引いた残りが④差引所得割となります。
※②各種税額控除に100円未満の金額がある場合は端数計算が行われます。

均等割額、森林環境税は定額減税の対象にはなりません。

住民税の定額減税額、控除しきれない額はここに記載されています。
③ 個人住民税減税控除済額：定額減税された市民税と県民税の合計
うち 市民税分 6割、県民税分 4割
※控除外額　：　減税しきれなかった金額

（記載例）　個人住民税減税控除済額　10,000円、　控除外額　0円　等